

## 【2割負担となることの影響について】

(セ) 1割負担から2割負担になったら、自己負担が2倍になるのか。

1割負担の方が2割負担になった場合には、自己負担は2倍になります。

ただし、医療にかかった費用については、

- ・既存の高額療養費の仕組みがあるほか、
- ・今般の改正では、見直しによる影響が大きい外来の受診について、施行後3年間、一か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような配慮措置を講ずることで、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにしており、必ずしも負担が2倍になるわけではありません。

(高額療養費制度の自己負担上限額は変更がないため、既に上限額に達している場合や、2割負担になった結果上限額に達する場合には、必ずしも負担額が2倍になるわけではない。)

(ソ) 1割負担から2割負担になったら、入院費の自己負担も2倍になるのか。

入院費についても、自己負担割合は2倍になります。

ただし、高額療養費制度の自己負担上限額は変更がないため、既に上限額に達している場合や、2割負担になった結果上限額に達する場合には、必ずしも負担額が2倍になるわけではありません。

(タ) 1割負担から2割負担になったら、薬局での負担も2倍になるのか。

薬局での負担についても、自己負担は2倍になります。

ただし、薬局での支払については、

- ・既存の高額療養費の仕組みがあるほか、
  - ・配慮措置の対象となっており、必ずしも窓口負担割合が2倍になるわけではありません。
- (高額療養費制度の自己負担上限額は変更がないため、既に上限額に達している場合や、2割負担になった結果上限額に達する場合には、必ずしも負担額が2倍になるわけではない。)

(チ) 1割負担から2割負担になったら、入院食事療養費／生活療養費も2倍になるのか。

入院食事療養費／生活療養費については、窓口負担割合とは別に、所得区分毎に1食等の単位当たりの費用が定められており、今回の見直しによって負担が増加することはありません。

(ツ) 1割負担から2割負担になったら、高額療養費制度の自己負担限度額は変わるのか。

今回の見直しでは、高額療養費制度等の自己負担限度額は変更しません。

その上で、見直しに当たっては配慮措置を実施することとしており、高額療養費の枠組みで、見直しによる影響が大きい外来の受診について、施行後3年間、一か月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような配慮措置を講ずることで、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにしています。

(テ) 1割負担から2割負担になったら、窓口での支払以外に何か変わるのか。

基本的には窓口での支払のみ変わり、それ以外は変更ありません。

なお、2割負担となる方で、高額療養費の振込先口座の登録が行われていない方については、施行前に広域連合から高額療養費の事前申請について案内があり、このタイミングで口座を登録していただくと、支給がスムーズに行われます。

(ト) 自分は公費負担医療(難病など)の対象となっているが、1割負担から2割負担になったら、自己負担も2倍になるのか。

今回の見直しでは、難病などの公費負担医療の自己負担上限額は変更しません。

従って、基本的に自己負担は変更がありません。

※ただし、現行、自己負担上限額に達していない場合(例えば、上限が10,000円で、自己負担が4,000円の場合)には自己負担が増加することになります。

(ただし、配慮措置の対象にはなるため、4,000円が8,000円になるのではなく、配慮措置が適用されて7,000円負担となる)

(ナ) 自分は特定疾病療養受療証(いわゆるマル長)を持っているが、1割負担から2割負担になったら、自己負担も2倍になるのか。

今回の見直しでは、特定疾病療養(マル長)の自己負担上限額(1万円または2万円)は変更しません。

従って、自己負担は変更がありません。

※ただし、問5-8と同様、自己負担上限額に達していない場合には自己負担額が増加することとなります。

(ニ) 介護保険の負担割合も上がるのか。

介護保険の負担割合は変更ありません。(関係ありません。)

(ヌ) 国民健康保険の負担割合も変わるのか。

国民健康保険の負担割合は変更ありません。(関係ありません。)

(ネ) 福祉医療(カクフク)を受けているが、2割負担しないといけなくなるのか。

福祉医療(カクフク)には影響がありません。被保険者本人の窓口負担は0円のまま変わりません。

(ノ) 標準負担額減額認定証(限度額適用認定証)の発行を受けているが、どのような影響があるのか。

世帯の課税状況や収入状況に変更がない場合、窓口での自己負担額に変更はありません(影響はありません)。

※負担区分が低所得および現役並みに該当する方については、今回の改正とは無関係のため